



宮 崎 県 公 報

平成19年 8 月 6 日 (月曜日) 第 1902 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 1
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 3
○浸水想定区域の指定…………… (河川課) 3

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (生活・文化課) 3
○採石業務管理者試験の実施…………… (地域産業振興課) 3
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………… (“) 4
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4
県議会告示
○宮崎県議会事務局職員倫理規程…………… 6

告 示

宮崎県告示第 644号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
国富町
- 2 事業の種類
三名地区湛水対策事業 (排水機場及び調整池建設工事)
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
宮崎県東諸県郡国富町大字三名字船戸、字下崎及び字宮ノ下地内
 - (2) 使用の部分
宮崎県東諸県郡国富町大字三名字船戸、字下崎及び字宮ノ下地内
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法 (昭和26年法律第 219号) 第 3 条第 31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎、工場、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について
国富町は、平成18年12月に「国富地区都市再生整備計画」を策定しており、申請事業は、その基幹事業に位置付けられている事業である。また、平成19年度において、予算計上を行い、国富町議会の承認を得るなど財源措置が講じられており、平成20年度以降の予算についても、国富町長が予算確保を確約しているものであり、起業者は、事業を遂行する意志を有するものと認められる。
また、申請事業は、河川法に基づき、国が管理する一級河川大淀川水系深年川 (以下「深年川」という。) 及び宮崎県が管

理する一級河川大淀川水系宮本川 (以下「宮本川」という。) に排水機及び調整池を建設するものであるが、河川管理者から事業計画について同意を得ており、隣接する県道旭村木脇線の法面が起業地の一部となることについても、道路管理者から了承を得ていることから、事業実施における他の法令上の制限についても問題がないと認められ、起業者は、事業を遂行する能力を有するものと認められる。

以上により、起業者である国富町は、事業を遂行する十分な権能を有すると認められるため、申請事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号要件への適合性について

① 申請事業の施行により得られる公共の利益について

申請事業の起業地である国富町三名地区は、北部は、六野原と呼ばれる台地、中・南部は、南北に地区を縦断する宮本川流域の低地・丘陵地となっており、農業を主産業とし、北部の台地では、野菜や葉たばこを中心とする畑作、中・南部の低地では、超早場米の稲作が行われている農業集落地域である。

近年、国富町クリーンセンター等の土地開発や六野原の農地造成により、地区を縦断する宮本川への流入水量が増加したことや、宮本川の流出先である深年川の河床の上昇により、大雨時に十分な排水を行うことができずに、宮本川下流域の農地や家屋に湛水被害が発生している。

湛水被害は、ほぼ 2、3 年置きに発生している状況であるが、平成 9 年 9 月の台風19号では家屋 5 棟が床上浸水する被害が生じ、また、平成17年の台風14号では、家屋31棟が床上浸水し、地区全域が避難を余儀なくされ、激甚災害にも指定される大きな被害が生じている。また、地域の生活道路である県道旭村木脇線も、数年置きに冠水し、地域住民の生活に支障が生じるばかりでなく、通学路でもあることから、住民の不安を増大させている。

本件事業は、現在、2、3 年置きに湛水被害が発生している状況の改善を図ることを目的とし、平成 9 年規模の大雨であっても、家屋と県道旭村木脇線の湛水被害を回避できるように、ピーク流量を抑制するための調整池とポンプによる強制排水施設の建設を行うものである。

本件事業の施行により、10年に 1 度の確率の雨量では、家

屋等への湛水被害の発生を回避できるようになり、それ以上の雨量であっても湛水被害の軽減が図られるものと認められ、地域住民の生命・財産が守られるだけでなく、度々、水害に見舞われ、被害が発生しない場合でも、大雨や台風時に大きな精神的不安を地域住民に与えている状況の改善が図られることとなり、地域の居住環境の向上に資するものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により農地及び雑種地等が失われるが、起業地は、国富町市街地の周辺の農業地域であり、希少動植物の報告はなく、調整池内に溜まる雨水等は浄化処理を行う計画となっており、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地もない。なお、起業地周辺に集落があり、事業施行中の騒音・振動等、住環境への影響が考えられるが、起業者は、低騒音・低振動の建設機械を使用するなど施工中の影響の軽減に努めるとしている。

以上のように、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、

ア 効率的な事業効果の発現

イ 今後の維持・管理費を含めた経済性

等の条件を満たすために、候補地や施行方法を比較した結果、申請案は、調整池の設置とポンプによる強制排水の2つの方法を併用することで、大雨時に宮田川の水位を効率的に下げることができ、さらに、工事費及び事業完成後の維持費についても最も経済的であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は十分存するものと認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

① 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)①で述べたように、三名地区の湛水被害を軽減し、住環境の向上を図るものであるが、湛水被害が発生した場合の家屋等に与える損失が大きだけでなく、2、3年置きに湛水被害に見舞われている地域住民の日常生活における不安も大きいものがあり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、湛水被害を防止するために必要なポンプ施設、調整池とそれに付帯する施設の設置に必要な範囲であると認められる。

さらに、起業地の範囲に河川区域及び道路区域が含まれているが、本件事業完成後は、本来の河川、道路として管理されるものとして、一時的な使用に供するものとしている。河川及び道路の公共性から、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

理的であると認められる。

③ 収用し又は使用する公益上の必要性

以上から、本件事業は土地を収用し又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

国富町役場農地整備課

宮崎県告示第 645号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月6日から平成19年8月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎 原線	南那珂郡南 郷町大字榎 原字猿ヶ内 乙1145番1 地先から同 郡同町同大 字字管無田 乙1235番1 地先まで	旧	6.3 ~ 67.0	423.1
				新	17.4 ~ 73.5	

宮崎県告示第 646号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年8月6日から平成19年8月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	延岡市妙見 町3970番地 先から同市 土々呂町四 丁目4470番 地先まで	旧	9.0 ~ 18.0 8.8 ~ 10.0	111.0 106.0
				新	8.8 ~ 10.0	

宮崎県告示第 647号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月 6 日から平成19年 8 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市神宮西二丁目 1 69番地先から同市下北方町垣下 1 番 6 地先まで	平成19年 8 月 6 日

宮崎県告示第 648号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月 6 日から平成19年 8 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
54	県道	酒谷榎原線	南那珂郡南郷町大字榎原字猿ヶ内乙1145番 1 地先から同郡同町同大字字管無田乙1235番 1 地先まで	平成19年 8 月 6 日

宮崎県告示第 649号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月 6 日から平成19年 8 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半島線	延岡市妙見町3970番地先から同市土々呂町四丁目4470番地先まで	平成19年 8 月 6 日

宮崎県告示第 650号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により清武川水系清武川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 7 月 24日	特定非営利活動法人 アスリートタウンのべおか	有村 誠	宮崎県延岡市幸町 3 丁目44 30番地	この法人は、スポーツを通じてさまざまな企画・運営を行うことにより、延岡市のイメージの向上、交流人口の増大などまちの活性化（まちづくり）に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時
平成19年10月12日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県庁 6 号館 634号室

3 受験願書の受付期間
平成19年 9 月 3 日 (月曜日) から 9 月21日 (金曜日) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送の場合、9 月21日の消印のあるものまで有効とする。)

4 受験願書の提出先
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

5 手数料
8,000円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部地域産業振興課において配布する。
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒 (21センチ 5 ミリ ×30センチ以上) に切手をはり、あて先明記の上請求すること。また、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部地域産業振興課 (電話0985 (26) 7101) に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定

により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内 2 街区 6 画地 外17筆
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
(2) 期間
平成19年 8 月 6 日から平成19年 9 月 6 日まで

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-18)第 612号	永野建設(株)	永野 征四郎	宮崎県日南市大字酒谷乙 10322	特定	管工事業	平成19年 6 月 27日付けで廃業した旨の届	平成19年 6 月 27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第 880号	(有)協和建設	山本 博明	宮崎県串間市大字西方 4164- 3	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業	平成19年 6 月 5日 "	平成19年 6 月 5日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第 964号	(株)清永組	清永 寛	宮崎県都城市平江町46-12	一般	大工工事業、管工事業	平成19年 6 月 1日 "	平成19年 6 月 1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第 964号	(株)清永組	清永 寛	宮崎県都城市平江町46-12	特定	ほ装工事業	平成19年 6 月 1日 "	平成19年 6 月 1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第1214号	落合工務店(株)	皆越 勉	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄19 65	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業	平成19年 7 月 13日 "	平成19年 7 月 13日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第1214号	落合工務店(株)	皆越 勉	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄19 65	特定	建築工事業	平成19年 7 月 13日 "	平成19年 7 月 13日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-16)第1465号	(株)日高組	日高 佐恵子	宮崎県小林市大字真方 1108	特定	管工事業	平成19年 6 月 26日 "	平成19年 6 月 26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第1662号	(株)英和建設	日高 英和	宮崎県宮崎市大字小松南田2153	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成19年 6 月 29日 "	平成19年 6 月 29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第1682号	(株)西尾組	西尾 武士	宮崎県宮崎市神宮東 1- 8-13	特定	建築工事業	平成19年 6 月 11日 "	平成19年 6 月 11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第1701号	(有)杉田建設	杉田 公利	宮崎県西都城市大字南方	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工	平成19年 6 月 20日 "	平成19年 6 月 20日 (全廃業)

			2345-1		事業、水道施設工事業		
宮崎県知事許可 (般-16)第2423号	(有)桑原産業	桑原 建吾	宮崎県児湯 郡木城町大 字高城3911	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、管工事業、綱構 造物工事業、ほ装工 事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、 水道施設工事業	平成19年6月 15日付けて廃 業した旨の届	平成19年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第3500号	栗原土木工業 (有)	栗原 公	宮崎県宮崎 市田野町乙 9255-2	一般	管工事業	平成19年6月 20日 "	平成19年6月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-16)第3543号	(株)中岡工業	中岡 利拾	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字上江7618	特定	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業	平成19年6月 4日 "	平成19年6月4日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第3543号	(株)中岡工業	中岡 利拾	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字上江7618	一般	消防施設工事業	平成19年6月 4日 "	平成19年6月4日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-15)第5062号	(有)亀澤建設	亀澤 秋二	宮崎県えび の市大字原 田3011	一般	管工事業	平成19年7月 9日 "	平成19年7月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5307号	(有)広洋開発	松井 博善	宮崎県宮崎 市花ヶ島町 赤江町1321 -1	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事 業	平成19年6月 6日 "	平成19年6月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第6098号	神和建装	久保 正照	宮崎県都城 市太郎坊町 1640-13	一般	内装仕上工事業	平成19年7月 11日 "	平成19年7月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第7507号	菊池寝具店	菊池 重利	宮崎県宮崎 市佐土原町 下田島松小 路9853-10	一般	建築工事業	平成19年6月 19日 "	平成19年6月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第7566号	(有)川原建設	川原 義夫	宮崎県都城 市安久町13 66	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業	平成19年6月 15日 "	平成19年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第8243号	(株)石原工業	石原 文雄	宮崎県都城 市山田町山 田3828-2	一般	管工事業	平成19年6月 22日 "	平成19年6月22日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第9228号	(有)中之丸工業	中之丸 利治	宮崎県都城 市山之口町 花木2197- 1	一般	土木工事業、建築工 事業	平成19年6月 8日 "	平成19年6月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第9667号	(株)ニッセイ	東 健太郎	宮崎県東諸 県郡国富町 大字宮王丸 字袴田 696	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事 業	平成19年6月 7日 "	平成19年6月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第9946号	(株)双葉工務店	難波江 満	宮崎県延岡 市永池町1 -4-14	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業	平成19年6月 18日 "	平成19年6月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第9989号	(株)山吹興業	岡村 正遠	宮崎県東臼 杵郡椎葉村 大字松尾14 30	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、綱構造物工事業、 ほ装工事業、しゅん せつ工事業、水道施 設工事業	平成19年6月 18日 "	平成19年6月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第10447号	(株)都城ボール ト商会	東郷 実	宮崎県都城 市吉尾町 6216	一般	土木工事業	平成19年7月 5日 "	平成19年7月5日 (一部廃業)
宮崎県知事許可	高橋工務店	高橋 和保	宮崎県日向	一般	大工工事業、屋根工	平成19年6月	平成19年6月29日

(般-14)第 10635号			市新生町 2-31		事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	29日付けで廃業した旨の届	(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第 11360号	藤設備	藤戸 浩二郎	宮崎県宮崎市霧島 2-21	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成19年 6月 29日 "	平成19年 6月 29日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-16)第 11941号	開発工業(株)	内村 智人	宮崎県宮崎市大字本郷北方2716-6	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成19年 6月 26日 "	平成19年 6月 26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-16)第 11983号	宮崎建設開発(株)	衛藤 安美	宮崎県宮崎市大字本郷北方2440-24	特定	管工事業	平成19年 6月 4日 "	平成19年 6月 4日 (一部廃業)

県議会告示

宮崎県議会事務局職員倫理規程をここに公表する。

平成十九年八月六日

宮崎県議会議長 坂口 博 美

宮崎県議会告示第八号

宮崎県議会事務局職員倫理規程

宮崎県議会事務局職員倫理規程については、宮崎県職員倫理規程(平成十九年訓令第二十号)の規定の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。